

### 政令指定消耗品とは

1. 動物、植物の加工品でいわゆる健康食品。ただし医薬品を除く。
2. 不織布、幅が13センチメートル以上の織物
3. コンドーム、生理用品
4. 防虫剤、殺虫剤、防臭剤、脱臭材。ただし医薬品を除く。
5. 化粧品、毛髪用剤、石けん（医薬品を除く）、浴用剤、合成洗剤、洗浄剤、つや出し剤、ワックス、靴クリーム、歯ブラシ
6. 履物
7. 壁紙
8. 配置薬